

# 化管法の政令改正（物質見直し）に伴うSDSの提供について

令和3年10月15日

経済産業省製造産業局化学物質管理課

## 1. はじめに

化管法（※1）の指定化学物質の見直し等を内容とした改正政令（※2）の公布（令和3年10月20日）により、**化管法PRTTR制度及びSDS制度の指定化学物質が、令和5年4月1日（※3）から切り替わります。**

（※1）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

（※2）特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

（※3）今般の化管法改正政令の施行日。新規第一種指定化学物質による排出・移動量の把握開始日、及び新規指定化学物質によるSDSの提供開始日です。

なお、今般の化管法の政令改正によりPRTTR制度とSDS制度の対象となる第一種指定化学物質数は462物質から515物質に、SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質数は100物質から134物質になります。（図1参照）

新規指定化学物質のリストは以下URLからご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html)

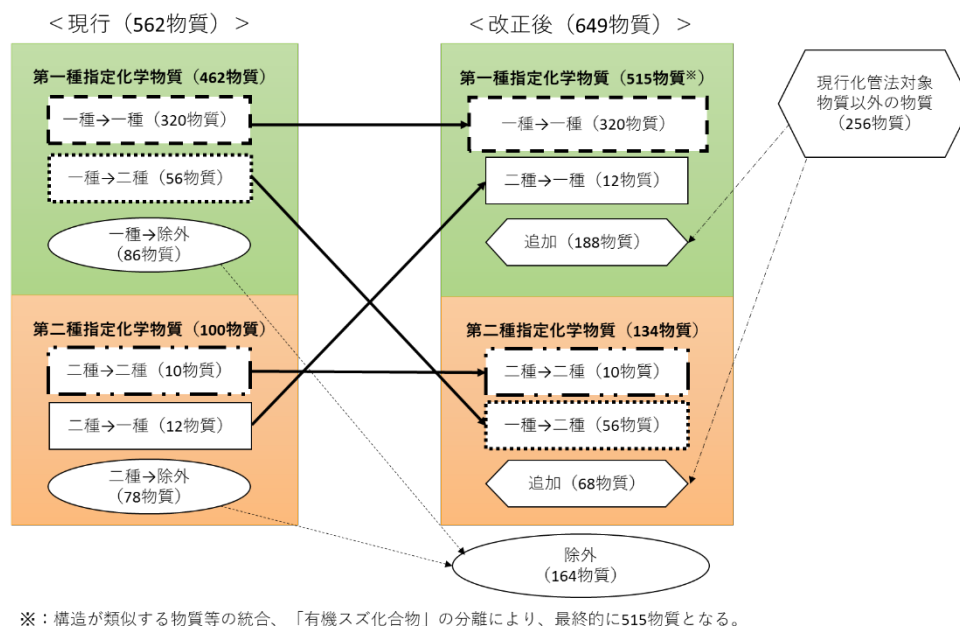


図1. 現行と政令改正後の指定化学物質数の概況

○本資料における「新規指定化学物質」「現行指定化学物質」の意味は以下のとおり。

- ・新規指定化学物質 : 改正政令で指定されている化学物質（第一種及び第二種指定化学物質）
- ・現行指定化学物質 : 平成20年11月21日公布の政令で指定されている化学物質（第一種及び第二種指定化学物質）

## 2. 化管法の政令改正に係るSDSの記載方法、提供時期等

### (1) 化管法の政令改正に伴う指定化学物質の切り替えの流れ

今般の化管法の政令改正に伴い、令和5年4月1日からPRTTR制度及びSDS制度の指定化学物質が切り替わります。

令和5年4月1日以降の指定化学物質の扱いは以下のとおりです。(図2参照)

- ①改正後に指定化学物質ではなくなる物質：化管法における情報提供の義務はない。
- ②改正前も改正後も指定化学物質である物質：引き続き情報提供する。
- ③改正後に新たに指定化学物質となる物質：化管法の規定による情報提供が必要。

今般の改正によりSDSの記載内容を修正する必要があるかご確認ください。

### (2) 改正政令の公布日(令和3年10月20日)以降のSDSの記載・提供について

製品(混合物等)を取り扱う事業者は、当該製品自体のSDSを作成する際、製品に含有されるすべての新規指定化学物質のSDSを入手しなければなりません。令和5年4月1日に、サプライチェーン全体でSDS制度の施行に対応するためには、サプライチェーンの各段階の事業者は取り扱う化学物質の情報を前もって把握する必要があります。

また、SDSに記載されている成分情報等は、PRTTR制度の対象である第一種指定化学物質の排出・移動量の把握に必要です。新規第一種指定化学物質による排出・移動量を把握するためには、すべての事業者は新規第一種指定化学物質の取扱い状況を前もって把握する必要があります。

このため、改正政令の公布日(令和3年10月20日)以降、サプライチェーンの上流の事業者は、施行日より早い段階から新規指定化学物質に対応したSDSを作成し、混合物等を取り扱うサプライチェーンの下流の事業者に必要な限り早期にSDSを提供していただきますようお願いいたします。

具体的なSDS記載方法例は以下のとおりです。

＜改正政令の公布日(令和3年10月20日)から施行日(令和5年4月1日)までの間の新規指定化学物質と現行指定化学物質のSDS記載方法例＞

改正政令の公布から施行日までの間、改正前後の指定化学物質の適用法令の化管法適用時期を書き分けることも可能です。具体的には、SDSの「項目3 組成及び成分情報」もしくは「項目15 適用法令」において、以下のように記載すること等が考えられます。

【例1】改正後に指定化学物質ではなくなる場合

「□□□□」化管法第1種指定化学物質(2023年3月31日まで)

【例2】改正前は第2種指定化学物質であり、改正後に第1種指定化学物質となる場合

「○○○○」化管法第2種指定化学物質(2023年4月1日以降、化管法第1種指定化学物質)

【例3】改正後に新たに第1種指定化学物質となる場合

「△△△△」(2023年4月1日以降、化管法第1種指定化学物質)

なお、今般の化管法の政令改正では基本的にIUPAC名称を用いているため、改正前後で継続して指定されている物質であっても名称が変更された物質があります。令和5年4月1日(施行日)以降、

現行指定化学物質の名称でSDSに記載している場合は、可能な限り速やかに修正や提供を行ってください。

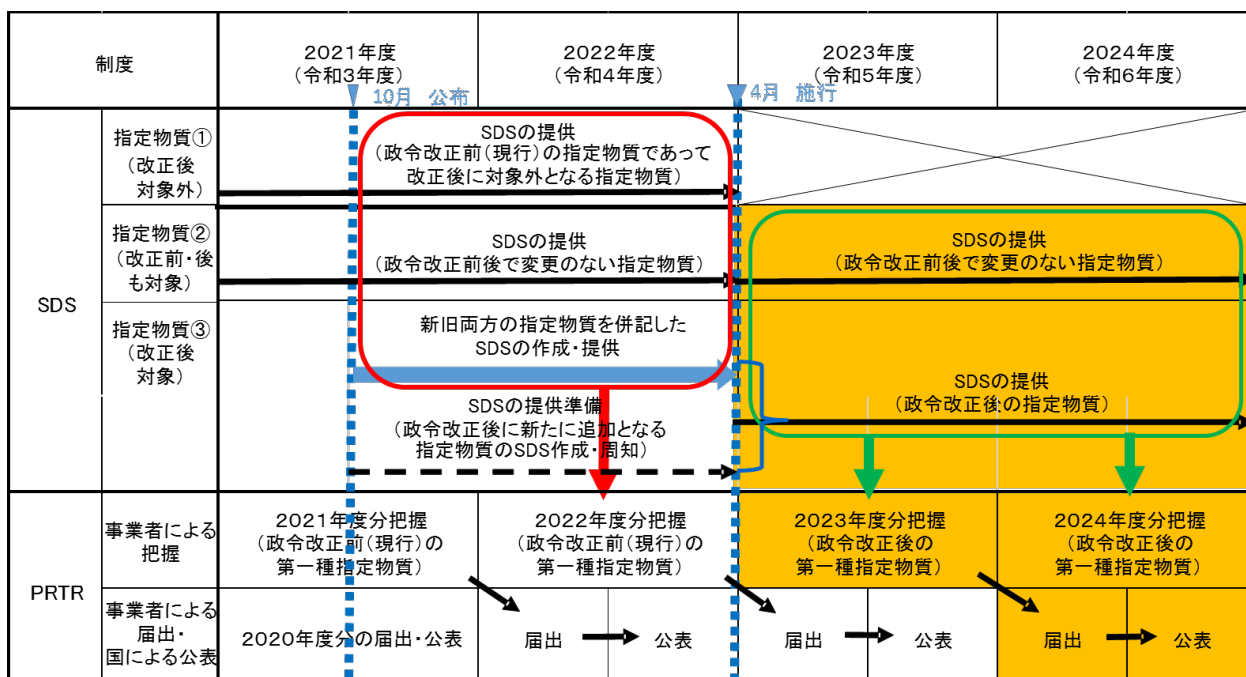


図2. 化管法の政令改正に伴う指定化学物質の切り替えの流れとSDS提供時期

### 3. 管理番号の導入について

今般の化管法の政令改正から、指定化学物質の政令番号の変更による事業者の負担を軽減するため、現行指定化学物質及び新規指定化学物質に政令番号(※4)とは異なる管理番号の付与を行いました。

化管法の政令改正により今後指定化学物質が追加・削除されても、1指定化学物質に対応する固有の1番号となる管理番号は原則維持されます。

なお、SDSへの指定化学物質の政令番号及び管理番号の記載は必須ではありませんが、記載する場合は、1指定化学物質に固有の1番号が維持される管理番号の記載を推奨します。

(※4) 政令番号とは、政令改正毎に指定化学物質に1から順番に番号をつけたもので、政令改正の前と後で同じ物質でも政令番号が変わる場合があります。

現行指定化学物質と新規指定化学物質の管理番号表は以下URLからご確認ください。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei4.html#ref](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html#ref)